

「現場に立脚した政策決定方式の確立を！」
合成の誤謬の克服を目指して
社会福祉提言委員会

障害者自立支援法は紆余曲折を経て、平成 18 年度から平成 20 年度までの特別対策として

利用者負担軽減、事業者に対する激変緩和、新法への移行のための緊急的な経過措置として 1200 億円が講じられることになった。この法律ほど障害者をはじめ関係者が反対し、世論を動かし、ついには与野党を含めた政治が動き、修正されたのは政策の失敗といってよいだろう。今回のさわぎは、この法律が障害者と家族の負担を大幅に増大させたことと事業者の大幅な収入減を引き起こしたことにある。

日本には三つの政策決定方式があるとされている。第一は官邸主導型、第二は各省の審議会を活用したボトムアップ型、第三は党主導型、の三つである。

第一の決定方式は小泉首相時代に採用され、以来、首相主導のもとに「経済財政諮問会議」がその任を担い、大きな影響力を持っている。首相と数人の民間委員、財務、総務大臣と関係官僚が各省に先んじて国の経済財政の枠を決める。その枠内で第二、第三の政策決定方式が位置づけられる。いわゆる国の政策の決定は、現在では二重構造となっている。

今回の障害者自立支援法の成立の背景には、膨大な赤字国債の財政再建問題があり、その解決には聖域がないとする「経済財政諮問会議」の方針がある。日本の社会福祉・社会保障政策は、社会保険を中心とするとした 95 年の社会保障制度審議会の方針によっているが、

そのもとに介護保険制度が成立し、成果を収めつつある。障害者自立支援法もその延長線で構想された。第一、第二、第三の政策決定部門もそれぞれ合理的と判断した。しかし、その政策は障害者とその関係者の厳しい指摘を受けて、修正を余儀なくされた。それぞれが合理的と判断したことが、結果として不適切な結果になった。経済学ではこれを**合成の誤謬**という。合成の誤謬とは、ミクロの視点で正しいことでも、それが合成されたマクロの世界では、かならずしも同じ理屈が通用しないことを指す用語である。障害者自立支援法は、この定義を文字どおり証明することになった。何故か？第一に、もともと介護保険法と障害者自立支援法の対象の生活実態は全く異なっている。高齢者と障害者の資産ストック形成は、高齢者が長年かかって積み上げてきた資産、預貯金、年金等であるのに比して、重度障害者をはじめ知的障害者、精神障害者のそれは障害福祉基礎年

金7～8万円と1万円程度の作業収入のみという違いがある。高齢者と同じ定率(応益)負担とホテルコストとしての居室料と食費を負担することにはもともと無理があった。第二に、定率(応益)負担の理由を、財政状況が厳しい折、国民感情から理解されない、サービスを受けない他の障害者との公平性を考慮したと説明されているが、その説明は本質的でない。応益負担とは、道路などの開発によって利益を受けた者に応分の負担を求める経済学用語で、高齢者、障害者への福祉サービスは、開発などで得られた利益ではないからである。今回の政策の決定は、第一の方式で示された財政再建の効率性の追求が優先され、この法が持つ障害者の現実を支える積極的な福祉性と公正性の確保を乖離させることになった。

問われるべきは、政策の決定に当たって現実を踏まえた専門知の活用のあり方である。

社会を統治することは政策の正当性によってのみ支えられる。社会福祉政策は、政策対象の実態を的確に把握し、当事者や家族の意見、それを支えるソーシャルワーカーなどの専門職、専門職団体、学会など組織化を通じた「専門知」を踏まえた政策決定方式が樹立されるべきである。日産自動車のカルロス・ゴーン社長の「現場に学ぶ」という言葉は、社会福祉政策の決定にあたっても普遍性を持つのである。

(日本ソーシャルワーカー協会会報 No.49 2007年2月号に掲載)

